

大阪府の地域就労支援事業について

—自治体による就職困難者のきめ細かい支援—

大阪産業経済リサーチ&デザインセンター 主任研究員 天野 敏昭

就職困難者は、就労経験の少ない若者（就職氷河期世代含む）、失業や無業の期間が長い成人年齢層、中高年齢者、ひとり親家庭の母親・父親、障がい者及びその可能性のある人、外国人、不安定就労で働いている人など様々ですが、きめの細かい支援を経て就職に至る人も少なくありません。大阪府では、2004年以降、43の全市町村で自治体による「地域就労支援事業」が行われており、府内61箇所の「地域就労支援センター」において、地域の様々な支援機関や企業・事業所などと連携し、就職困難者が就労できるよう伴走型で支援しています。

コロナ禍の就業・雇用

2020年2月以降の世界的な新型コロナウイルスの感染拡大は、社会・経済に大きな影響を及ぼし、その影響は今なお続いています。大阪労働局は、直近の2021年7月の雇用失業情勢について「求人が底堅く推移する中、求職者が増加に転じるなど、引き続き高水準にあり、厳しさがみられる」と総括しています。雇用情勢の先行指標となる新規求人倍率は2か月連続低下して1.92倍となり、新規求職申込件数も3か月ぶりに増加し、求職者の就業・雇用の促進は重要な課題の一つです。

こうした厳しい雇用失業情勢のなかで、就労経験の少ない若者（就職氷河期世代含む）、失業や無業の期間が長い成人年齢層、中高年齢者、単親世帯の母親・父親、障がい者及びその可能性のある人、外国人、不安定就労で働いている人などでは、様々な要因で求職活動が長期化する場合もあり、求職から就労、定着までを見通したきめ細かい支援が求められます。

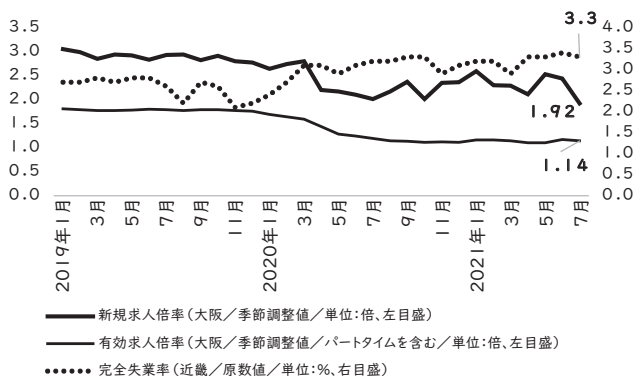
大阪府の地域就労支援事業^(注)

大阪府では、2004年以降、43の全市町村で自治体による地域就労支援事業が行われており、府内61箇所の地域就労支援センターで就職困難者の就労を支援しています。地域就労支援事業の背景・契機の一つは、2000年4月に施行された「地方分権一括法」と「改正雇用対策法」で、後者の第五条に「地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、労働に関する必要な施策を講ずるように努めなければならない」という地方公共団体の努力義務が規定されています。これを受けて、2市でのモデル事業と2003年の職業安定法の改正に伴い、自治体による無料職業紹介事業の実施が可能になったことなどの経過を経て、2004年より43の全市町村で実施され現在に至っています（無料職業紹介事業を行っているのは一部の自治体）。

利用者の就職を困難化している要因は様々です。例えば、家族（同居者）の世話や介護で就労に制約がある、社会経験が少ない、前職での辛い経験などに起因するトラウマや不安がある、年齢によって就職の機会を狭められている、自己分析が不十分なため就職できない・就職後に定着できないなど、誰もが直面する可能性のある要因も多くみられます。このため、就職活動の前提として、自信喪失状態から精神状態の改善を図り、自分なりの働き方や就きたい仕事を第三者の助言を受けながら丁寧にみつけることが不可欠になります。

（注）「就労」の表記は、「『雇用』を除き、賃金を得ることを目的とする・しなに関わらず、仕事に従事すること」の意味で用いる（大谷強 [2008]「大阪府における雇用・就労政策の取り組み」52頁、公人社）。

新規有効求人倍率・有効求人倍率（大阪）
完全失業率（近畿）



多様な地域就労支援センター

地域就労支援センターは、各市町村に1箇所ないし複数箇所あり、自治体が直営で運営するところと自治体から委託を受けたNPOなどの非営利組織、株式会社、社会福祉法人などが運営するところがあります。各センターで相談者に対応している「就労支援コーディネーター」の多くは、就労に関する実務経験を有しています。受託事業組織は、就労と密接に関係する人権に関する組織が多く、近年の相談者が、中高年齢者（例：40-50歳代の单身男性）、65歳ないし70歳以上の高齢者、障がい者や障がい者が推察される人、ひとり親家庭の親、外国人など多様である状況に対し、個人の属性・状況やその変化を尊重し伴走することを前提とする丁寧な支援の基盤にもなっています。

各地域就労支援センターの様相は、拠点の地域性、運営組織の強み、地域に所在する他の支援機関や企業・事業所などの社会資源との関係性などから多様で、それぞれに特徴や強みがあります。特に、就労支援コーディネーターは、地域に根差して相談者にとって必要となる支援や資源（例：社会体験や仕事体験の場、企業や事業所との出会いの場、能力開発の場や機会）をコーディネートしたり創造する重要な役割を果たしています。

豊中市の地域就労支援センター

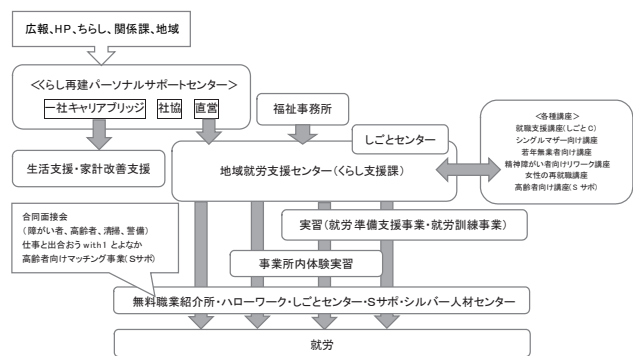
ここでは、一例として豊中市の地域就労支援センターを紹介します。市民協働部くらし支援課が所管する2つの拠点があり、就労支援コーディネーターは、各相談に対応するほか、「豊中しごとセンター（自治体版ハローワーク・無料職業紹介コーナー）」にも配置されています。同市の就労支援は、地域就労支援事業と無料職業紹介がベースになって行われ、カウンセリングのほか、無料職業紹介、資格取得講座、就職面接会、職場体験などが行われています。

相談者の多くは、職業能力の自己理解が不十分で離転職を繰り返す人も多く、キャリアを積みない働き方を続けていたり、知的障がいや発達障がいなどが推察される人もいるなど、就労を困難化する様々な課題を有するケースが多いです。こうしたケースでは、事業所内体験実習が有効な場合があり、自分のことを自分でうまく整理して言葉にできず、面接だけで良いところを伝えられない場合

には、面接にかわる採用手段になるイメージを持ち、2週間程度のうち概ね3～5日の実習体験を行うことで、企業にとって採用の可否を把握したり、相談者も体験の中で仕事や職場を理解する契機になります。また、万一、採用されなくてもフィードバックを企業からもらえるので、相談者にとって今後の活動の参考にもなります。

「無料職業紹介所・豊中」では、就労支援だけでなく、地域の企業の活性化にも寄与し、独自の求人で見職のマッチングを行っていますが、求職者の適性などの状況を企業に伝え、企業に求人条件の調整を提案することもあります。人の活躍と企業の成長の両方の観点から様々な事業が行われ、「採用前の企業事業所内実習」「業種別の事業所見学会」「対象者や職種別の人材の紹介、合同面接会」などが行われ、就労後の定着支援は3～6か月後を目処に行われ、必要に応じて企業と相談者間で生じた溝を仲介するケースもあります。

地域就労支援事業と生活困窮者自立支援事業の枠組み(豊中市提供資料)



企業の理解と様々な場面での関わりへの期待

就労支援では企業の理解が欠かせませんが、雇用だけでなく、職場での見学・実習や体験（インターンシップ）、職業訓練、資格取得（実務経験を伴う資格取得）の取組みなども就労可能性を高めます。無料職業紹介所を設置している自治体は、求人票だけでは知ることのできない企業の姿を丁寧に導き出し、就労後の定着を視野に入れて求人を開拓・創造しています。各市町村の地域就労支援センターで様々な取組みが行われていることを知っていただきご協力いただけましたら幸いです。

参考：地域就労支援事業をもっと知っていただくために

- 大阪府地域就労支援事業（大阪府ホームページ）
<https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/shiencenter/>
- 大阪府商工労働部 [2021]「大阪府の地域就労支援事業の現状」大阪産業経済リサーチ&デザインセンターのHPでご覧いただけます。
<http://www.pref.osaka.jp/aid/sangyou/index.html>